

平成19年7月以降におけるほう素・ふっ素・硝酸性窒素類に係る暫定排水基準一覧

(別紙)

一律排水基準(単位はmg/l)

ほう素10(その他)230(海域)・ふっ素8(その他)15(海域)・硝酸性窒素類100

番号	業種	制限等	日排水量 50m3	暫定排水基準値(mg/l)					
				ほう素		ふっ素		硝酸性窒素類	
				~H19.6	H19.7~	~H19.6	H19.7~	~H19.6	H19.7~
1	ほうろう鉄器製造業		未満	50	50	25	25		
			以上						
2	うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造	未満	50	50	25	25		
		うわ薬かわらの製造に供するものを製造	以上						
3	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造		150	150				
4	貴金属製造・再生業		未満	50	50	12	一律	5000	4000
			以上						
5	電気めつき業		未満	50	50	50	50	500	500
			以上						
6	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの		50	50				
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受けいれているもの						300	250
7	ほう酸製造業			100	80				
8	金属鋳業			150	150				
9	旅館業	49年以前湧出した温泉を利用	未満	500	500	50	50		
		49年以後湧出した温泉を利用							
10	プラスチック金属複合板製造業					13	一律		
11	非鉄金属精錬・精製業					13	11		
12	化学肥料製造業					15	10	140	一律
13	ふっ化水素酸製造業					15	一律		
14	イットリウム酸化物製造業							200	150
15	酸化銀製造業							250	一律
16	触媒製造業							250	一律
17	酸化コバルト製造業							700	400
18	畜産農業							900	900
19	炭酸バリウム製造業							1000	800
20	黄鉛顔料製造業							1300	900
21	すず化合物製造業							2000	1800
22	ジルコニウム化合物製造業							2400	1800
23	モリブデン化合物製造業							2400	2000
24	バナジウム化合物製造業							2400	2000
25	硝酸銀製造業							2500	2000
26	ネオジム化合物製造業							5000	一律

 暫定排水基準値を変更せず延長
 暫定排水基準値を強化して延長
 一律排水基準値へ移行